

公立河北中央病院使用料等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月5日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町規則第26号

公立河北中央病院使用料等規則の一部を改正する規則

公立河北中央病院使用料等規則（平成18年津幡町規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種料の項中

「インフルエンザ		1回	3,700円	」を に
インフルエンザ（注射型ワクチン）	13歳以上	1回	3,700円	
	生後6か月～12歳	1回	3,000円	
インフルエンザ（経鼻ワクチン）		1回	8,000円	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。